

# 北海道環境基本計画

## [第2次計画]

～ 循環と共生を基調とする

持続可能な北海道を目指して ～

平成 2 0 年 3 月

北 海 道

## 【はじめに】

私たちの住む北海道の良さとは何でしょう。

それは、豊かな自然に恵まれていることでしょうか。

北海道ならではの「あずましい( 落ち着いて心地よいという意味)」暮らしができることでしょうか。

私たちの住む北海道は、四方を海に囲まれ、豊富な森林、湿原や湖沼などが織りなす美しい大地とそこに生きる北国特有の様々な野生生物など、豊かな自然環境に恵まれています。

この恵みのもと、安らぎのある生活が営まれるとともに、農林水産業をはじめとする様々な産業が成り立ち、安全・安心な農水産物が提供されています。

北海道は、まさに日本の食生活を支える屋台骨と言えるのではないのでしょうか。

ところが、いま、この恵まれた環境を脅かす事象が懸念されています。

すなわち、地球温暖化をはじめとした地球環境への負の影響が確実に進行し、人類の生存や社会に対する脅威となることが懸念されています。

このことは、決して北海道にも無関係ではありません。

これらの問題は、誰かが解決してくれるだろうなどと考えるはいませんか。

この北海道の、そして地球の環境を良くするのも悪くするのも、私たち一人ひとりが鍵を握っています。

私たちは、将来にわたって環境の恵みを受け続けることができるよう、一人ひとりが意識をもって、自ら行動し、環境を良くしながら経済活動も活性化させるという環境と経済がともに向上する社会をつくりあげ、北海道を元気づけていくことが大切ではないのでしょうか。

今こそ、私たち道民は、持てる英知を結集して、先人たちから受け継いできたこの北海道の豊かな環境を守り育て、将来の世代に引き継いでいかなければならないのではないのでしょうか。

これらの問いに答えを出すのは、私たち一人ひとりです。

私たちは、その答えを見つけるために、将来こうありたいと思い描く姿を見据えて道を歩むこととなります。

その道しるべとも言える新たな環境基本計画をここに提案します。

# 【 目 次 】

<b>第1章 総論</b>	
<b>1 計画の基本的事項</b>	P 3 ~ P 6
( 1 ) 計画策定の趣旨	
( 2 ) 計画の位置付け・性格	
( 3 ) 計画の期間	
( 4 ) 計画の構成	
( 5 ) 各主体の役割等	
( 6 ) 計画が対象とする環境保全の範囲等	
<b>2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況</b>	P 7 ~ P 10
( 1 ) 社会経済の状況	
( 2 ) 環境の状況	
( 3 ) 道民の意識	
<b>3 将来像(長期目標)</b>	P 11 ~ P 14
<b>第2章 施策の展開(施策の基本的事項)</b>	
<b>1 分野別の施策の展開</b>	P 15 ~ P 46
( 1 ) 地域から取り組む地球環境の保全	( P 15 ~ P 21 )
( 2 ) 北海道らしい循環型社会の形成	( P 22 ~ P 28 )
( 3 ) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	( P 29 ~ P 39 )
( 4 ) 安全・安心な地域環境の確保	( P 40 ~ P 46 )
<b>2 各分野に共通する施策の展開</b>	P 47 ~ P 58
( 1 ) 環境に配慮した地域づくり	( P 47 ~ P 55 )
( 2 ) 基盤的な施策の推進	( P 56 ~ P 58 )
<b>3 重点的に取り組む事項</b>	P 59 ~ P 67
( 1 ) 基本的な考え方	
( 2 ) 重点的に取り組む事項	
<b>第3章 計画の推進</b>	P 68 ~ P 69
1 道民の意見の反映	
2 推進体制	
3 計画の進行管理	
4 計画の見直し	
<b>参考資料</b>	
1 用語解説	P 70 ~ P 73
2 指標一覧	P 74 ~ P 77

# 第 1 章 総論

## 1 計画の基本的事項

### ( 1 ) 計画策定の趣旨

道では、「北海道環境基本条例」(以下、「環境基本条例」という。)に基づき、よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を形成していくための基本的な計画として、平成 10 年 3 月、「北海道環境基本計画」(以下、「環境基本計画」という。)を策定し、環境の保全及び創造に関する各種の施策を講じてきました。

この間、京都議定書の発効や各種リサイクル関連法の施行など環境行政を取り巻く情勢が変化し、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進することが必要となってきました。

また、北海道では、知床が世界自然遺産に登録されて以降、道内外から注目されており、観光客の増加に伴う環境負荷の増大が懸念されることから、より一層、自然環境の保全と適正な利用を図ることが必要となっています。

このような社会情勢の変化や北海道の環境特性、さらには現在の環境基本計画の進捗状況等を踏まえて、今後の施策の展開方向を示すため、新しい環境基本計画を策定します。

### ( 2 ) 計画の位置付け・性格

環境基本計画は、環境基本条例第 10 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な方向などを明らかにするものです。

このため、新しい環境基本計画では、21 世紀半ばを展望した長期的な目標を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間に展開する施策の基本的事項を示すものとします。

また、環境基本計画は、道の環境政策を推進する上での基本的な計画であることから、道の環境に関する個別の計画等は、環境基本計画が示す方向に沿って策定・推進されるものです。

さらには、環境基本計画は、環境に関する分野別計画として、平成 20 年度からスタートする道の「新・北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って、策定・推進されるものです。

なお、政府は、国全体としての環境政策の方向と取組の枠組みを明らかにする第 3 次環境基本計画を定めており、道としては、国の環境基本計画との整合を図りながら、新しい環境基本計画を策定します。

### ( 3 ) 計画の期間

環境基本計画は、身近なごみ問題から、地球規模の環境問題まで、環境全般を対象とした計画です。

このため、計画期間の設定に当たっては、特に地球環境問題のように長期的な視点に立って取り組むことが重要な問題などを考慮して、ある程度の幅を持

たせることが必要です。

また、平成 20 年度からスタートする道の「新・北海道総合計画」との整合性を図ることも重要です。

以上のような視点に立って、本計画の期間については、次のとおりとします。

平成 20 年度からおおむね 10 年とします。

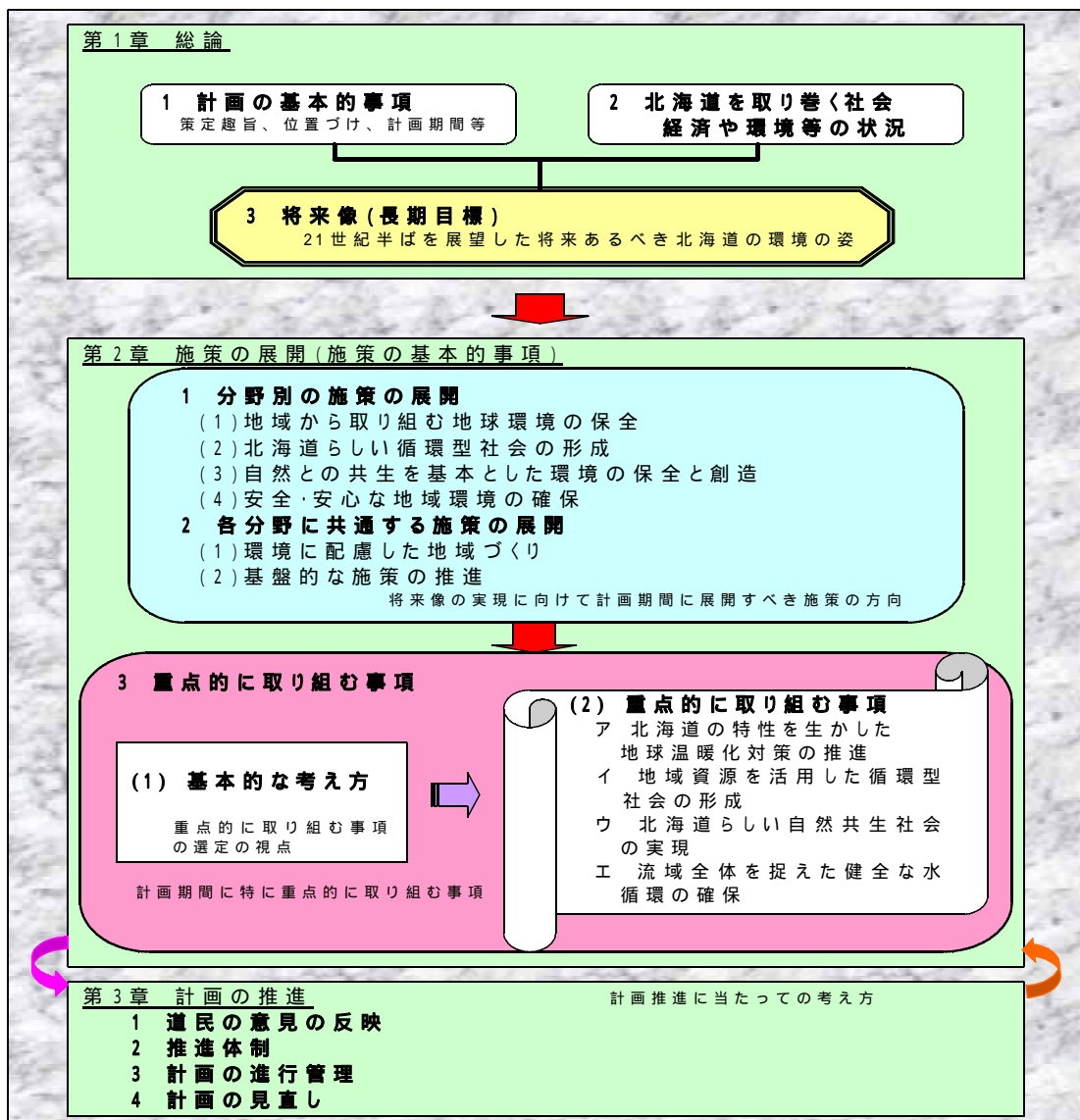
#### (4) 計画の構成

環境基本計画では、長期目標と施策の基本的事項を定めることとしています。

このため、21 世紀半ばを展望した北海道の将来あるべき環境の姿を長期目標として示します。

また、その実現に向けて、計画期間に実施すべき施策の基本的事項を掲げます。(図1参照)

【図 1 計画の構成】



## ( 5 ) 各主体の役割等

長期目標の実現に向けて、計画を推進するためには、道民や事業者、市町村等の各主体が自主的、積極的に環境保全に取り組むことが重要です。

そこで、それぞれの期待される役割を掲げます。

### 道民

・一人ひとりが環境問題への関心を持ち、理解を深めるとともに、「もったいない」の心を持ち、日常生活の中から環境への負荷を低減する取組を実践するなど、自主的・積極的に環境に配慮した行動をとることを期待します。

### 事業者

・自らの事業活動が地域の環境に及ぼす影響と社会的責任の重要性を認識し、環境に配慮した事業活動を展開するとともに、環境に関する取組状況を自ら公表することを期待します。

### NPO等の民間団体

・環境保全に資する活動を自主的に行うとともに、それぞれが有する知識や技術等をもとに、道民に環境配慮の取組の環を広げることが期待します。

また、道民、事業者、行政が連携、協働して取り組むことができるよう、各主体を結びつける担い手としての役割も期待します。

### 市町村

・環境基本計画の示す方向に沿って、地域の自然的・社会的特性を踏まえた総合的な環境施策を推進することを期待します。

### 道

・道民、事業者、NPO等の民間団体、市町村との連携のもと、環境基本計画の示す方向に沿って、総合的・計画的な環境施策を推進し、各主体の取組を支援するとともに、自らが実施する事務事業において、率先して環境に配慮した行動を行います。

なお、広域的な取組を必要とする課題などについては、国などの関係機関や他県等と連携を図りながら対処します。

なお、北海道の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐとともに、国内外に発信していくためには、北海道を訪れる観光客や北海道の環境のすばらしさに共感して取組を支援する人など北海道に関わりをもつ道外の人たち（ステークホルダー）に、道民や事業者などの取組や行政の施策に協力したり、支援することを期待します。

また、長期目標の実現に向けて、各主体は、それぞれの役割を踏まえながら、互いに連携・協働していくことが重要です。

## ( 6 ) 計画が対象とする環境保全の範囲等

本計画が対象とする環境保全の範囲は、環境基本法が対象とする範囲と同様の考え方によります。

そもそも「環境」は包括的な概念で、また、環境施策の範囲は時代の社会的ニーズや国民的意識の変化に伴い変遷していくものです。

このため、その範囲を明確に示すことは難しいものです。

しかし、本計画が対象とする環境保全の範囲としては、環境基本条例第9条に規定する施策の基本方針等を踏まえ、次のとおり想定しています。

・大気・水・土壌等の良好な状態の保持、廃棄物による汚染の防止など生活環境の保全

・生物の多様性の確保、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境の保全

・身近な緑や水辺とのふれあいなど心の豊かさが感じられる快適環境の創造

・地球温暖化やオゾン層破壊の防止、資源の循環的利用やエネルギーの適正・有効利用などによる地球環境の保全

### 参考 ~ 環境基本条例第9条「施策の基本方針」

第9条 道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

二 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

三 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。

四 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること。